

令和三年 第二回（六月）市議会定例会

（令和三年六月三日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和三年第二回六月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます。議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、国内外で拡大いたしております「新型コロナウイルス感染症」により、お亡くなりになられた方々、また、医療機関に入院し闘病生活を続けている方々にお見舞いと哀悼の意を表します。

この新型コロナウイルス感染症の対策に最も有効と考えられる「新型コロナウイルスワクチン接種の状況について」であります。本市においては、市内の六十五歳以上の高齢者約九千八百人に、接種券等を四月五日に郵送し、四月十九日から電話予約の受付を開始いたしました。

予約の電話は繋がりがずらく、多くの方にご迷惑、ご心労をお掛けしましたことに、この場をおかりしお詫び申し上げます。

五月には、コールセンターの電話回線を増設いたしました。六月からは、新たに「新型コロナウイルスワクチン集団接種予約希望届」を使用した郵送による予約を開始することいたしました。

この希望届は、広報おつき六月号に掲載し、まだ、予約のとれていない接種を希望する六十五歳以上の方に、順次接種日程をお知らせするシステムといたしました。

ワクチン接種の現状といたしましては、高齢者施設において第一回目を四月十九日に開始し、さらに、市内の医療機関での個別接種が五月七日から随時始まり、五月十六日からは医師会、大月市立中央病院、薬剤師会の協力を得て、大月短期大学体育館での集団接種を始めております。

また、大月市立中央病院では、市内の医療従事者へのワクチン接種を行っており、二回目の接種を六月中に終了する予定であります。

そのほか中央病院におきましては、現在、アナフィラキシー等ハイリスクな患者様のワクチン接種を優先し、市内医療機関の要請も受けて接種を実施しており、中央病院に掛かり付けの患者様であっても集団接種等をお願いしております。

今回のワクチンの接種は、多くの市民を対象とし、各医療機関におきまして、個別・集団接種に多大なるご協力を得ております。

限られた医療従事者で通常の診療に加えての接種ですので、負担も大きくなっております。

そのような中で体制の強化、効率的なワクチン接種に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

て」であります。

これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給するものであり、令和三年四月分の児童扶養手当が支給されている方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減っている方を対象とし、国が支給する児童一人当たり五万円に加え、本市独自支援策として、五万円の特別給付金を上乘せして給付するものであり、児童扶養手当受給の百二十三世帯には、五月二十八日に給付させていただきました。

今後、公的年金等を受給していることにより、令和三年四月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯、児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変したひとり親世帯の方には、令和四年二月末日までに申請をしていただき、給付金を支給することとしております。今後も、ひとり親世帯等、子育て世帯への生活支援を図り、子どもたちの健康やかな育ちを支援してまいりたいと考えております。

次に「子育て環境の充実について」であります。
「幼稚園・保育所(園)の再編に関する市の方針」に基づき、施設整備を進めてまいりました、猿橋駅北口の社会福祉法人多幸福社会による「令和にこにこ園」につきましては、令和三年四月一日に無事、開園を迎えることができました。

私も開園した園の活動状況を拝見させていただきましたが、乳幼児から年長児までの子どもたちの元気な声が園舎いっぱいに響き渡っております。

今後子どもたちの健やかな成長を願うとともに、園の活動を中心として地域に活力がもたらされることを期待しております。

さらに、昨年十二月から公募を行ってまいりました、東部地区鳥沢駅周辺において認定こども園を整備・運営する事業者についてであります。三月に「学校法人鳥沢幼稚園」に決定させていただきました。

現在、事業者におきましては、公募条件等に基づき、測量・調査、基本設計及び実施設計業務が進められていくところであります。

今後、事業者は、地域や関係する保護者の皆様へ説明会を行い、ご理解をいただきますながら、令和四年度には国庫補助金の内示決定後に建設工事に着手し、令和五年四月の開園を目指しております。

市では、国の保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金を活用して、施設整備を支援するとともに、地域との調整や認定こども園設置認可申請手続きを支援し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

次に「教育環境の整備充実」についてであります。

本市におきましては、昨年度、学校ICTの整備を進め、市内小中学校には、

三月に一人一台端末を配備し、校内無線LANの工事も完了したことにより、教室内はもちろんのこと、内蔵バッテリーを使って校内どこでもICT端末を使用することができるようになりました。

四月からは、これらの運用が始まっており、電子黒板や電子教科書などと併せ、今までにない、新しいかたちの授業が行われるようになり、その活用がさらに広がって行くことと確信しております。

一方、新型コロナウイルス感染症のため、小中学校では、様々な制約を受けながらも、できる限り平常時と同じように、学校運営を行うよう、工夫しながら対策を講じ対応しております。

中学校では四月、小学校では五月又は六月に実施予定であった修学旅行は、延期することに決定いたしました。今後の感染状況等確認する中で、実施に向けた方法を検討しているところであります。

さらに、市民会館や図書館、総合体育館などの社会教育・社会体育施設につきましては、引き続き利用の制限等をさせていただいており、市民の皆様にご迷惑をおかけしているところではありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に新型コロナウイルス対策として実施された「大月スマイルプロジェクト」についてであります。

新型コロナウイルスに苦しむ地元のお店に笑顔を取り戻したいという目的で市内の四十六の事業者を応援するプロジェクトを四月十五日から五月三十日までの間、クラウドファンディングによる支援を募りました。

期間当初は低調なスタートではありましたが、最終週を迎え一気に支援の輪が広がり、目標額である三百万円をはるかに上回る支援がありました。

これは市民の皆様のみなならず本市に関わりを持つ市外の皆様からも協力をお願いすることができたおかげであります。

最終的に支援金は、五百二十万四千円となり、大月市を盛り上げようという気持ちの集大成が形となったものであると確信しております。

改めてご協力いただいた多くの皆様に深く感謝申し上げます。

次に「複業人材登用実証実験について」であります。

本市では、まちづくりや情報発信、業務効率のためのデジタル化などの様々な分野において、高いスキルを有した複業人材を登用し助言、提案いただくことで先進的かつ効果的な施策を展開したいと考えております。

その取り組みとして、二月二十五日株式会社アナザーワークスと連携協定を締結し、アナザーワークスが展開する複業人材マッチングプラットフォームを活用させていただくことで、登録されている二万人強の複業人材の方々に募集することが可能となりました。

二月二十五日から三月十五日まで募集した結果、百三十九件の応募があり、最終選考十二名の中から七名まで絞り、決定することといたしました。

この七名の方々は、広報アドバイザー二名、マーケティングアドバイザー三名、DXアドバイザー二名という内訳となっております、それぞれ企業に属している方やフリーランスとして独立している方もいらっしゃいます。

五月十九日に開催した発足式においては、多くの報道の皆様にもご出席いただき、関心度の高さを実感しております。

また、七名の方々からそれぞれ抱負をいただくことで、非常に心強く感じたと同時に、嬉しく思ったところでもあります。

今後、七名のアドバイザーからいただくご提言を有効に活用し施策に展開してまいりたいと考えております。

以上、コロナ対策関連と主要事業などにつきまして申し上げ、この様な状況の中ではありますが、市民の皆様様の安心、安全と本市の地域活性化を図ってまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様様の絶大なるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告が一件、条例案件が一件、予算案件が一件の計三件であります。

はじめに、報告第二号「専決処分事項について承認を求める件について」であります。

これは、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたものを、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。専決処分いたしましたものは、条例関係が六件、補正予算が四件の計十件であります。

まず、条例改正の専決であります。専決第二号「大月市税条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法等の改正に伴い、住民税の非課税の範囲を明記及び軽自動車税の種別割グリーン化特例の期限を延長する等の必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第三号「大月市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法等の改正に伴い、審査申出書等の押印を見直す必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第四号「大月市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、専決第五号「大月市

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、専決第六号「大月市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、及び専決第七号「大月市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

この四件については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、ハラスメント対策の強化を規定するなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、補正予算の専決であります。専決第八号の「令和二年度大月市一般会計補正予算（第十号）」についてであります。

これは、歳出の確定に伴い、国庫支出金や市債等の財源更正を行うとともに、各種交付金及び寄附金等、歳入の年度末の最終調整を行ったものであり、歳入歳出ともに、一億三千六百四十一万六千円を増額したものであります。

次に、専決第九号の「令和二年度大月市大月短期大学特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

これは、歳出の確定に伴う歳入の年度末の最終調整を行ったものであり、歳入歳出ともに、百三十八万千円を増額したものであります。

次に、専決第十号の「令和二年度大月市簡易水道特別会計補正予算（第三号）」についてであります。

これは、歳出の確定に伴う歳入の年度末の最終調整を行ったものであり、歳入歳出ともに、百三十八万六千円を減額したものであります。

これらは、いずれも三月三十一日に専決処分したところであります。

次に、専決第十一号の「令和三年度大月市一般会計補正予算（第一号）」についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症防止のため、緊急に執行を要する経費の追加を行ったもので、歳入歳出ともに、一億六千八百二十二万円を計上し、四月十二日に専決処分したところであります。

報告第二号の専決処分については、以上であります。

次に、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第四十八号「大月市手数料条例中改正の件」についてであります。

これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカード再交付手数料の徴収事務が地方公共団体情報システム機構との委託業務となることから、所要の改正を行う

ものであります。

次に、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国及び県の補助事業等の決定による事業費の追加により予算編成を行いました。

議案第四十九号「令和三年度大月市一般会計補正予算（第二号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、総務費では、一般財団法人自治総合センターに採択された一般コミュニティ助成事業、民生費では、介護施設整備等補助事業、衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、土木費では、市道維持管理事業、消防費では消防庁舎整備事業、教育費では、児童登下校安全バス対策運行事業などに係る事業費の追加により、歳出補正総額は、一億七百三十九万円の増額となっております。

歳入につきましては、国県支出金、寄附金、コミュニティ助成金、繰入金の追加により対応しております。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。